

国立大学法人茨城大学における法人経営人材の確保・育成方針

令和 4 年 6 月 13 日

学 長 決 定

国立大学法人茨城大学（以下「本学」という。）の経営を担う人材（以下「法人経営人材」という。）を確保・育成する方針を以下のとおり定める。

【基本方針】

本学の掲げるビジョンを実現するため、強固で柔軟な経営基盤の確立と教職協働による大学運営に向けて、ダイバーシティの観点にも配慮し、必要な能力を備える人材を計画的に確保・育成する。

【法人経営人材の確保・育成】

多様な分野における経験や知見を大学経営に活用するため、経験豊富な外部人材を理事などの法人経営人材として、積極的に登用する。

学長特別補佐を将来の経営幹部候補と位置づけ、企画立案に積極的に関与させることで、大学経営を経験する機会を確保し、法人経営人材として育成する。

学部等においても、副学部長や学部長補佐として、学部長の職務遂行を補佐する業務に参画することを通じて、将来の学部長や大学経営の一翼を担える人材の育成を図る。

職員については、階層別研修に加え、企画立案、会議運営及び業務 DX 等に必要なスキルや専門的知識・技能を習得することで、大学経営に参画できる人材の育成を行う。また、他機関への人事交流や女性管理職の増加に向けた取組も併せて実施する。

大学経営やマネジメント等に関する知識の習得や、学外者との繋がりを持たせるため、学外におけるマネジメントセミナーや研修会等に積極的に参加させる。

【育成状況の確認】

法人経営人材を着実に育成するため、学長は定期的にその状況を確認し、必要な措置を講ずる。